公正取引委員会 競争政策研究センター講演資料

特許付与後レビュー制度の導入について 一無効な特許による競争の阻害の是正一

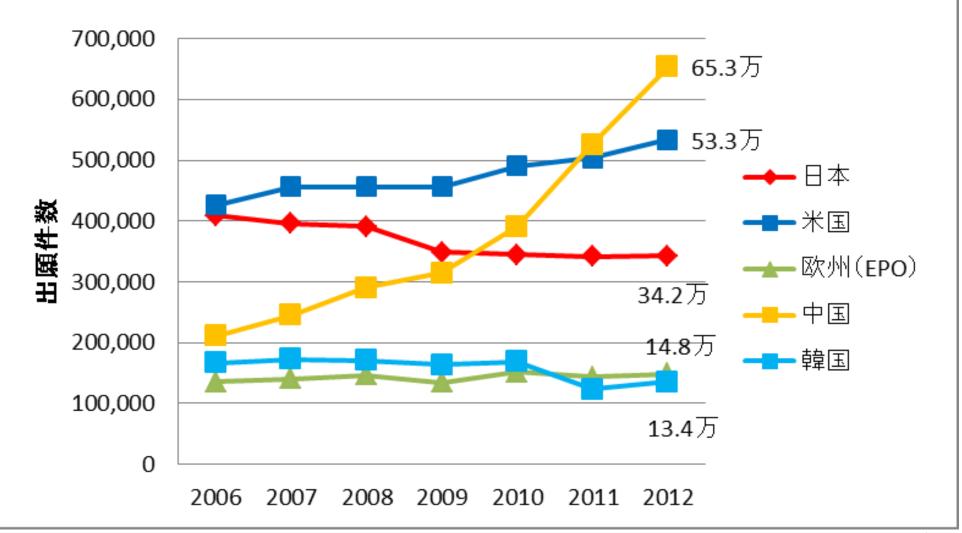
平成26年3月7日 東京理科大学教授·弁理士 淺見 節子

1. 特許を巡る最近の状況

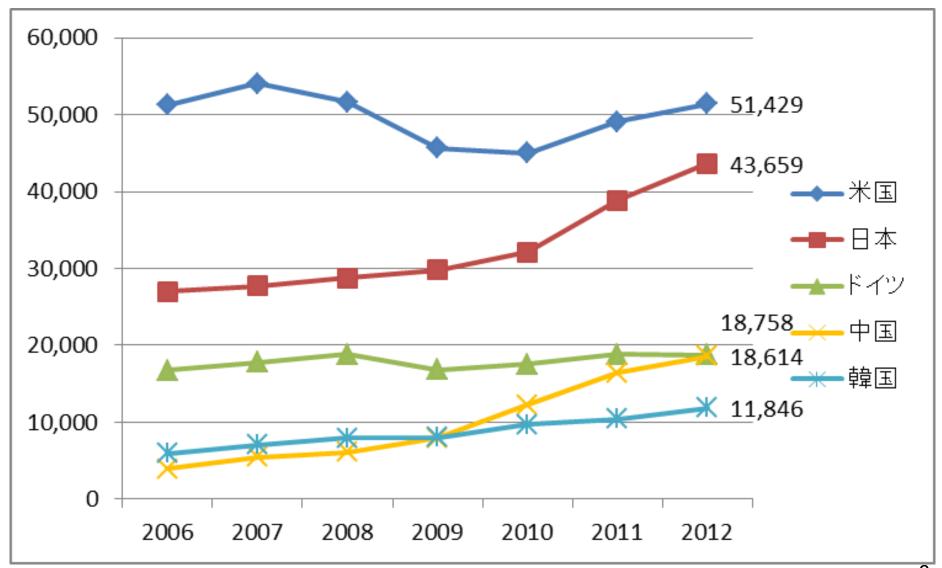
出典: 特許行政年次報告書(2013年版)

特許庁ホームページ

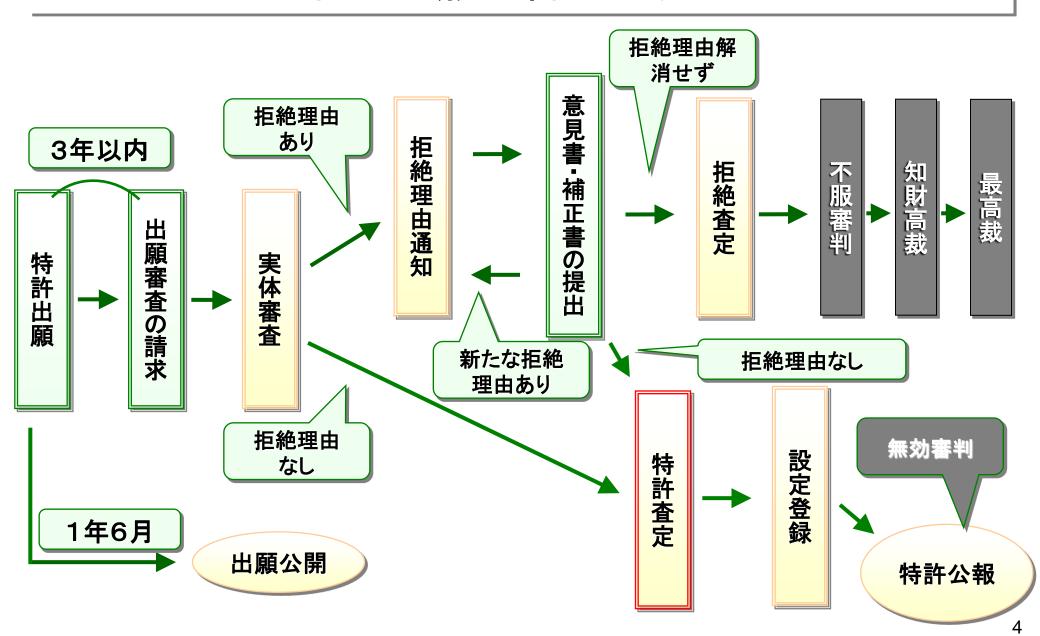
日米欧中韓の特許出願件数の推移



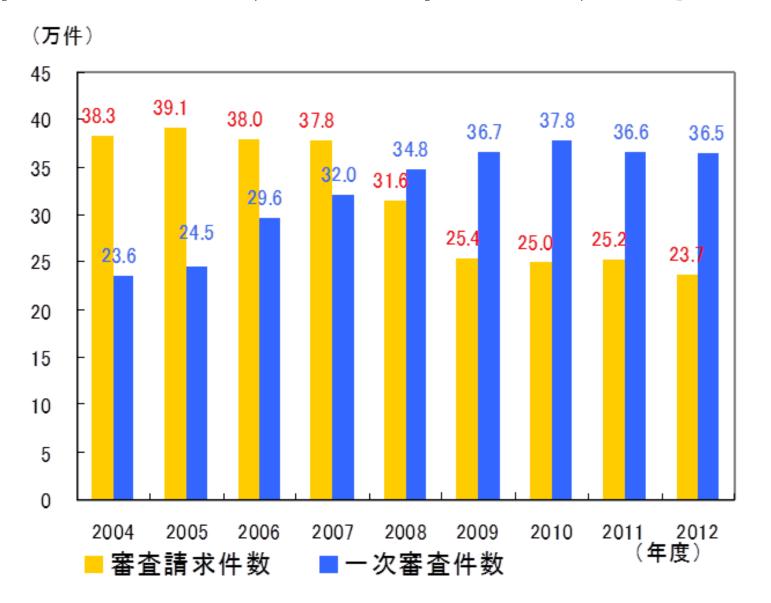
日米独中韓におけるPCT出願件数の推移



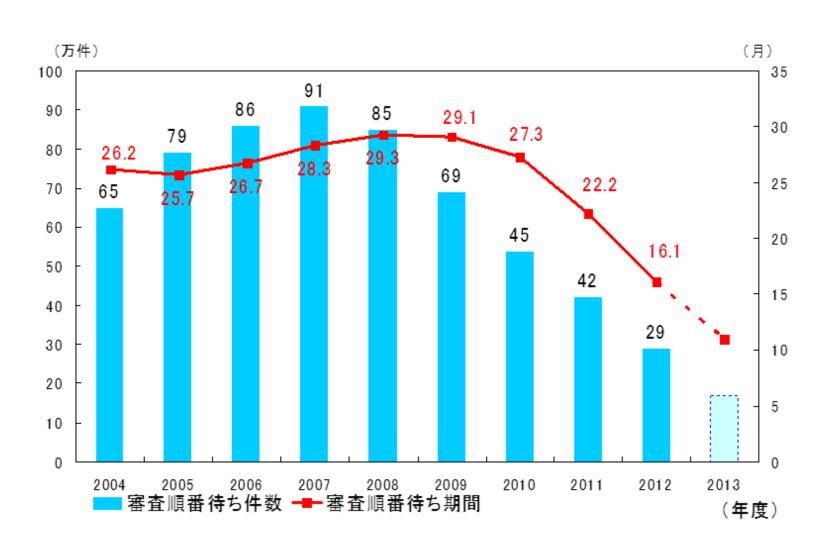
特許出願の審査の流れ



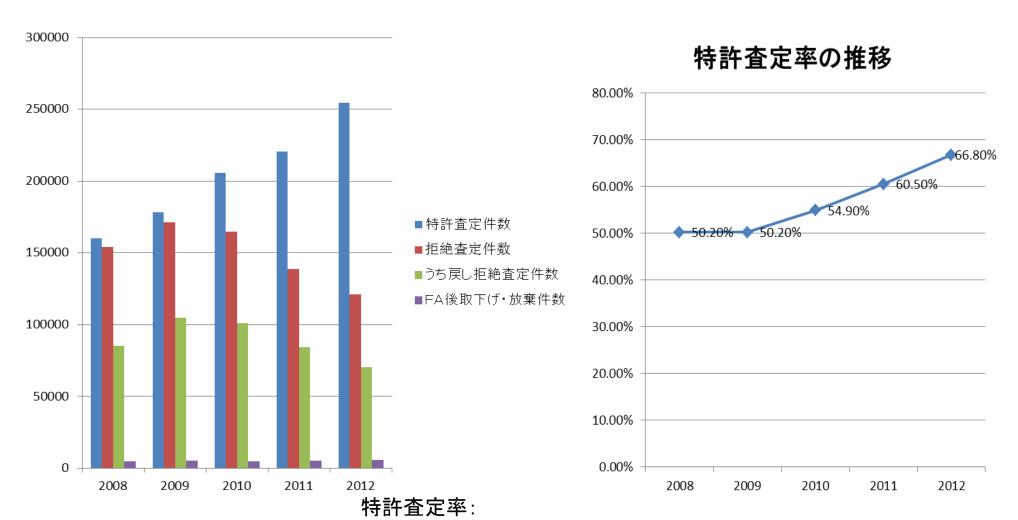
審査請求件数と一次審査件数の推移



審査順番待ちの件数と期間の推移



特許査定・拒絶査定件数の推移



特許査定件数/(特許査定件数+拒絶査定件数+FA後取下げ・放棄件数)

2. 特許付与後レビュー制度の導入

出典:産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会報告書 「強く安定した権利の早期設定及びユーザーの利便性向上に向けて」平成25年2月

特許の有効性の判断に第三者が関与する制度

- 〇無効審判制度
 - 特許を無効にするための行政庁における手続
- 〇無効訴訟制度
 - 特許を無効にするための裁判所における手続
- 〇特許無効の抗弁
 - 侵害訴訟の手続において、被告が特許無効の抗弁を主張できる制度
- 〇異議申立制度・付与後レビュー制度
 - 特許付与前後の一定期間内に特許付与の見直しを求める制度
- 〇情報提供制度

第三者が特許庁に対し、出願又は特許された発明に関する先行技術 文献等を提出できる制度

各国・地域の制度の概要

	異議	再審査	無効審判	無効訴訟	無効の抗弁	情報提供
米国	0	0		0	0	0
ドイツ	0			0		0
英国			0	0	0	0
欧州特許庁	0					0
韓国			0		0	0
中国			0			0
日本			0		0	0

[●]米国の再審査制度は1980年の法改正により導入。異議制度は、2011年の法改正により 導入。

我が国における制度の変遷(1)

- 〇明治18年(1883年)専売特許条例
- 〇明治21年(1888年)の特許条例:無効審判制度の導入。
- 〇大正10年(1921年)の特許法:出願公告制度及び特許付与前の異議申立制度の導入。昭和34年特許法制定時に引き継がれた。
- 〇昭和45年(1970年)法改正:出願公開制度及び審査請求制度が導入された。その際、特許審査の的確性及び迅速性の向上を目的に、特許付与前の情報提供制度が導入された。
- 〇平成6年(1994年)法改正:特許付与後の異議申立制度に改正。

特許付与前の異議申立制度は、全ての権利につき一律に異議申立期間を経過するまで権利付与を待たなければならない、高度・先駆的な重要な技術等について多数の異議が申し立てられた場合、特許権の成立が遅れることなど、迅速な権利付与の点で問題があった。制度の国際的調和の観点等からの要請もあり、特許付与前の異議申立制度は廃止。

我が国における制度の変遷(2)

〇平成15年(2003年)法改正

- ・異議申立制度と無効審判制度が併存することに起因する問題点として、異議申立てと無効審判が同時期に係属した場合に、両者の審理構造の違いから審理を併合できず、また、同時に審理をすることも困難であるため、最終的な解決までの期間が長引くとともに、特許権者が複数の事件に対応する負担を負うことや、異議申立てを行った後に無効審判を請求することで、最終的な解決が長期化することが挙げられた。
- ・異議申立制度に固有の問題点として、異議が申し立てられた後は、審理中、申立人に意見を述べる機会が与えられないことについての不満等が挙げられた。
- ・こうした問題を解消し、審判における迅速な審理、紛争の一回的解決、 審判官による信頼性の高い判断といった要請を充足するために、異議 申立制度と無効審判制度を新たな無効審判制度として統合・一本化す る改正がなされた。

現行制度の問題点(1)



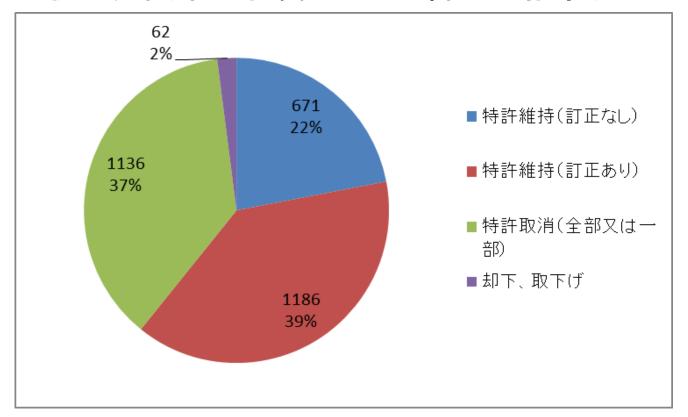


〇平成15年(2003年)の法改正による異議申立制度の廃止後、無効審判の請求件数は一時的には増えたものの、現在では法改正前の水準で推移。

〇口頭審理を原則とする無効審判は負担が大きく、製造までは行わない大学等にとって利用し難いとの指摘や、地方ユーザーにとって時間やコストの面で不利であるとの指摘あり。

現行制度の問題点(2)

特許付与後の異議申立制度における審理の結果(2003年)



〇2003年当時、異議申立制度により年間2,000件以上の特許権が取消し又は訂正の上で維持されていたことから、現在も瑕疵ある特許権が、そのまま存在し続けている可能性がある。

現行制度の問題点(3)

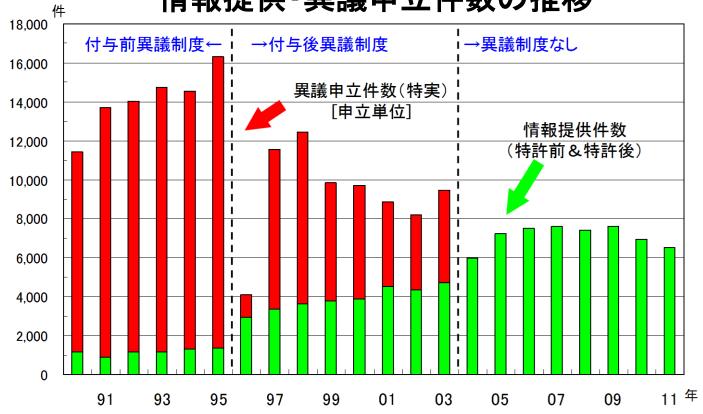
グローバルな権利取得・活用に対する悪影響



- 〇我が国の審査期間の短縮・早期審査の増加
- 〇我が国出願人のグローバル出願の増加
- 〇特許審査ハイウェイ(我が国において特許可能と判断された結果を活用し、海外で簡易な手続で早期の権利化が可能)の進展
- ⇒グローバルな事業展開のために多額の投資を行った後に、その基礎となった特許権に瑕疵のあったことが判明した場合、致命的な損害を受ける場合もある。 15

現行制度の問題点(4)



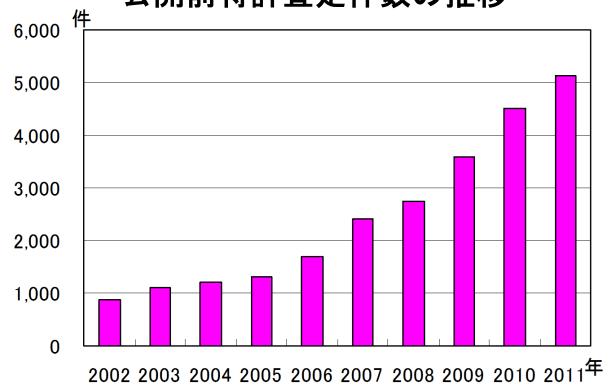


〇先行技術調査の対象となる文献が年々増大し、外国語文献、特に中国・韓国の公報等の文献も増えている中、特許庁の審査を補完するための、第三者の知見を活用するための仕組みの重要性は年々高まっている。

○2003年の異議申立制度の廃止後、特許付与前の情報提供制度の利用が増加大。 その代替として機能してきた。

現行制度の問題点(5)





〇特許付与前はクレームが確定していないため、調査すべき範囲が広く、情報提供はユーザーにとって負担である。

〇近年、審査の早期化により情報提供の機会が十分にないまま特許になるものが増加し、特に、出願公開前に特許査定される場合には、第三者が情報提供できる機会が全くなく、情報提供制度の機能が低下している。

特許付与後レビュー制度の概要

付与後レビュー	無効審判
特許権設定後6か月	いつでも
誰でも(匿名は不可)	利害関係人
原則として書面審理	原則として口頭審理
特許が訂正された場合に 意見提出が可能	同左
特許が維持された場合に 不服申立不可	知財高裁に出訴可能

ご清聴ありがとうございました

setsukoasami98@gmail.com